

開 発 行 為 許 可 通 知 書

※ 許 可 通 知 欄	都市計画法第29条第1項の規定により、次のとおり開発行為を許可します。	
	許 可 番 号	東土吉第3号
	許 可 年 月 日	令和6年4月19日
	徳島県東部県土整備局長 森 琢真	
開 発 行 為 の 概 要	1 申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名	香川県高松市寺井町1024番地2 株式会社ファミリーホーム 代表取締役 喜久山 知哉
	2 開発区域に含まれる地域の名称	吉野川市鴨島町西麻植字麻植市113番4
	3 開 発 区 域 の 面 積	695.54 平方メートル
	4 予 定 建 築 物 等 の 用 途	専用住宅（宅地分譲）
	5 工事施行者の住所及び氏名	香川県高松市寺井町1024番地2 株式会社ファミリーホーム 代表取締役 喜久山 知哉
	6 工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可翌日より
	7 工 事 完 了 予 定 年 月 日	許可翌日より60日
	8 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他
	9 法 第 34 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由	法第34条第11号 条例宅地
	10 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 許 可 条 件		別添のとおり

備考

- 申請者又は工事施行者が法人である場合においては、申請者又は工事施行者の住所及び氏名は、その法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
- ※印のある欄は、記載しないこと。
- 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。